

1 事業名

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正

2 事業の概要

建築基準法、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令及び建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正及び低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査に係る金額の区分の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

【改正概要】

- ・容積率緩和の手続きの合理化が図られたこと及び高さ制限の特例許可が追加されたことに伴う審査手数料の新設
- ・低炭素建築物認定に仕様基準が設定されたことに伴う審査手数料の新設及び徴収方法の変更
- ・性能向上計画（容積率特例）認定に仕様基準が設定されたことに伴う審査手数料の新設

3 他自治体の類似する政策等

法令の改正に伴うものであり、他の自治体においても同様の条例改正を予定している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

建築基準法、都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表
- ・所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要資料

新

旧

議案第33号 所沢市建築・開発関係手数料条例の一部を改正する条例

別表第2 (第2条、第4条関係)

建築基準法関係手数料 (市長への申請に係るものに限る。)

項	区分	金額
1～10	略	略
11	法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	27,000円
12～15	略	
16	法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	略
17～48	略	

別表第7 (第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律 (以下この表において「法」と	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された

別表第2 (第2条、第4条関係)

建築基準法関係手数料 (市長への申請に係るものに限る。)

項	区分	金額
1～10	略	略
11～14	略	
15	法第55条第3項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請に対する審査	略
16～47	略	

別表第7 (第2条関係)

都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	都市の低炭素化の促進に関する法律 (以下この表において「法」と	次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された

いう。)第5
3条第1項の
規定に基づく
低炭素建築物
新築等計画の
認定の申請に
対する審査
(2の項に規
定する審査を
除く。)

場合

ア 略

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの

11,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メ
ートル未満のもの 23,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方
メートル未満のもの 52,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの
94,000円

ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部
分 次に掲げる床面積の合計の区分に
応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの

11,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メ
ートル未満のもの 19,000円

(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方
メートル未満のもの 31,000円

(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方

いう。)第5
3条第1項の
規定に基づく
低炭素建築物
新築等計画の
認定の申請に
対する審査
(2の項に規
定する審査を
除く。)

場合

ア 略

イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分
申請に係る一の建築物の住戸数(以下
この表において「住戸数」という。)
の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 1戸のもの 5,000円

(イ) 1戸を超え5戸以内のもの
10,000円

(ウ) 5戸を超え10戸以内のもの
18,000円

(エ) 10戸を超え25戸以内のもの
31,000円

(オ) 25戸を超え50戸以内のもの
52,000円

(カ) 50戸を超え100戸以内のもの
94,000円

(キ) 100戸を超え200戸以内のもの
149,000円

(ク) 200戸を超え300戸以内のもの
188,000円

(ケ) 300戸を超えるもの 201,000円

ウ 住宅用途を含む建築物(住戸部分を
除く。)及び非住宅建築物 次に掲げ
る床面積の合計の区分に応じ、それぞ
れ次に定める額

(ア) 300平方メートル以内のもの
10,000円

(イ) 300平方メートルを超え1,000平方
メートル以内のもの 19,000円

(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平
方メートル以内のもの 31,000円

(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平

- メートル未満のもの 94,000円
- (オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 149,000円
- (カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 188,000円
- (キ) 25,000平方メートル以上のもの 235,000円
- (2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表及び別表第9において「基準省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- ア 一戸建ての住宅 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 200平方メートル未満のもの 40,000円
- イ 200平方メートル以上のもの 44,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 300平方メートル未満のもの 80,000円
- イ 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 135,000円
- ウ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 230,000円
- エ 5,000平方メートル以上のもの 330,000円

- 方メートル以内のもの 94,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 149,000円
- (カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 188,000円
- (キ) 25,000平方メートルを超えるもの 235,000円
- (2) (1)以外の場合
- ア 一戸建ての住宅 38,000円
- イ 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる住戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 1戸のもの 38,000円
- イ 1戸を超え5戸以内のもの 66,000円
- ウ 5戸を超え10戸以内のもの 96,000円
- エ 10戸を超え25戸以内のもの 140,000円
- オ 25戸を超え50戸以内のもの 203,000円
- カ 50戸を超え100戸以内のもの 301,000円
- キ 100戸を超え200戸以内のもの 411,000円
- ク 200戸を超え300戸以内のもの 539,000円
- ケ 300戸を超えるもの 633,000円
- ウ 共同住宅（市長が別に定める算定方法により設計一次エネルギー消費量を算定した共同住宅を除く。）の共用部

分 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 300平方メートル以内のもの 111,000円
- (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 145,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 192,000円
- (エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 303,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 394,000円
- (カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 474,000円
- (キ) 25,000平方メートルを超えるもの 553,000円

エ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（オに掲げる場合を除く。） 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 300平方メートル以内のもの 250,000円
- (イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 317,000円
- (ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 412,000円
- (エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 591,000円
- (オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 731,000円

(3) (1)以外の場合で、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
ア 一戸建ての住宅 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- 円
(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 867,000
円
(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 989,000円
オ 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物（市長が別に定める場合に限る。） 次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(ア) 300平方メートル以内のもの 91,000円
(イ) 300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 118,000円
(ウ) 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 158,000円
(エ) 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 259,000円
(オ) 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 343,000
円
(カ) 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 414,000
円
(キ) 25,000平方メートルを超えるもの 486,000円

(ア) 200平方メートル未満のもの
20,000円

(イ) 200平方メートル以上のもの
22,000円

イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 300平方メートル未満のもの
38,000円

(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 66,000円

(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 121,000円

(エ) 5,000平方メートル以上のもの
183,000円

(4) (1)以外の場合で、基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分
次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル未満のもの
267,000円

イ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 334,000円

ウ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000円

エ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000円

オ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 759,000円

カ 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円

キ 25,000平方メートル以上のもの

		<p>1,024,000円</p> <p>(5) (1)以外の場合で、<u>基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>300平方メートル未満のもの</u> 102,000円</p> <p>イ <u>300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u> 130,000円</p> <p>ウ <u>1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 171,000円</p> <p>エ <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 277,000円</p> <p>オ <u>5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 362,000円</p> <p>カ <u>10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 435,000円</p> <p>キ <u>25,000平方メートル以上のもの</u> 510,000円</p>
2～4	略	

別表第9 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項	(1) <u>基準省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの(法第34条第3項に規定する他の建築物について、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合を除く。)</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

2～4	略	

別表第9 (第2条関係)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

項	区分	金額
1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項	(1) <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。)</u> 第1条第1項第1号イに定める基準に適合するもの(法第34条第3項に規定する他の建築物について、法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は

	又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	ア～キ 略 (2) 略
2	略	
3	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（4の項に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 略 (2) (1)以外の場合で、 <u>基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)</u> に定める基準に適合するもの ア・イ 略 (3) (1)以外の場合で、 <u>基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)</u> に定める基準に適合するもの ア <u>一戸建ての住宅</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u> 20,000円 イ <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u> 22,000円 イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u> 38,000円 イ <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 66,000円 ウ <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>

	又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	これに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合を除く。) 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア～キ 略 (2) 略
2	略	
3	法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（4の項に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 略 (2) (1)以外の場合で、 <u>基準省令第10条第2号イ及びロ</u> に定める基準に適合するもの ア・イ 略

		<p style="text-align: center;"><u>の 121,000円</u></p> <p style="text-align: center;">(エ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 183,000円</u></p> <p style="text-align: center;">(4)・(5) 略</p>			
4	略		4	略	(3)・(4) 略
5	<p>法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（6の項に規定する審査を除く。）</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、3の項金額の欄に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)以外の場合で、<u>基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</u> ア・イ 略</p> <p>(3) (1)以外の場合で、<u>基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</u></p> <p>ア <u>一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) <u>床面積の合計が200平方メートル未満のもの 10,000円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) <u>床面積の合計が200平方メートル以上のもの 11,000円</u></p> <p>イ <u>住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) <u>床面積の合計が300平方メートル未満のもの 19,000円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(イ) <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 33,000円</u></p> <p style="padding-left: 2em;">(ウ) <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 60,500円</u></p>	5	<p>法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（6の項に規定する審査を除く。）</p>	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、3の項金額の欄に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) (1)以外の場合で、<u>基準省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</u> ア・イ 略</p>

		(エ) <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの</u> 91,500円 (4)・(5) 略
6～ 8	略	

		(3)・(4) 略
6～ 8	略	

所沢市建築・開発関係手数料条例の一部改正に関する概要資料

1 条例改正事項

別表第2【11の項】【16の項】建築基準法関係

- 建築基準法の認定申請及び許可申請の審査手数料の新設（令和5年4月1日施行）
※容積率緩和に係る認定及び高さの制限の許可が追加されたことに伴う審査手数料の新設

別表第7【1の項】都市の低炭素化の促進に関する法律関係

- 低炭素建築物新築等計画の認定申請の審査手数料の新設等（公布日施行）
※低炭素建築物認定に仕様基準が追加されたことに伴う審査手数料の新設及び徴収方法の変更

別表第9【1の項】【3の項】【5の項】建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係

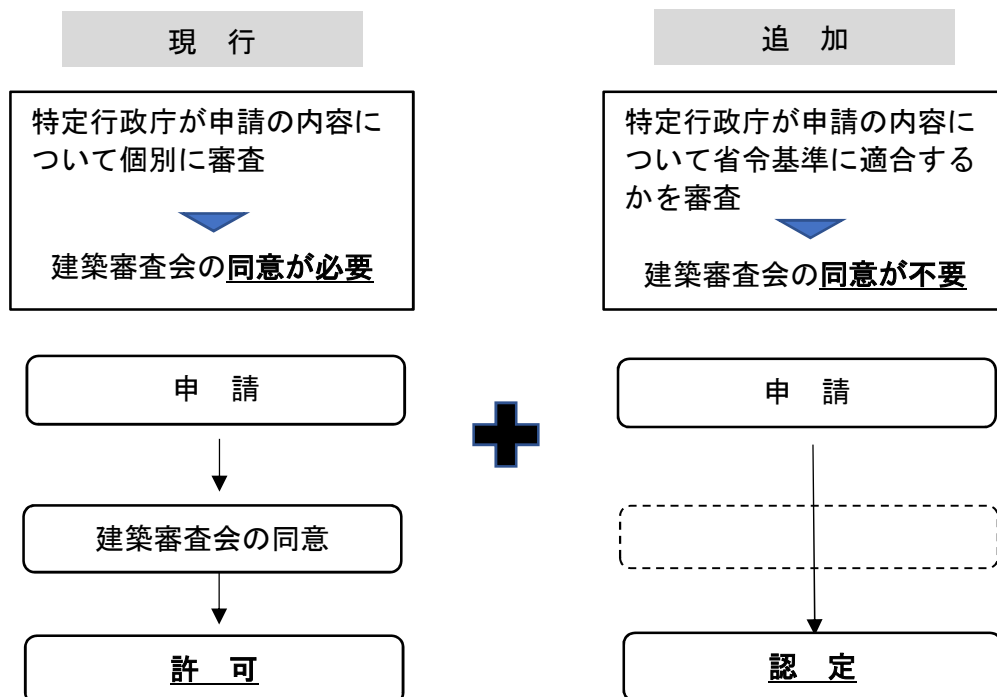
- 建築物省エネ法性能向上計画（容積率特例）認定申請の審査手数料の新設（公布日施行）
※性能向上計画（容積率特例）認定に仕様基準が追加されたことに伴う審査手数料の新設

2 法改正の概要

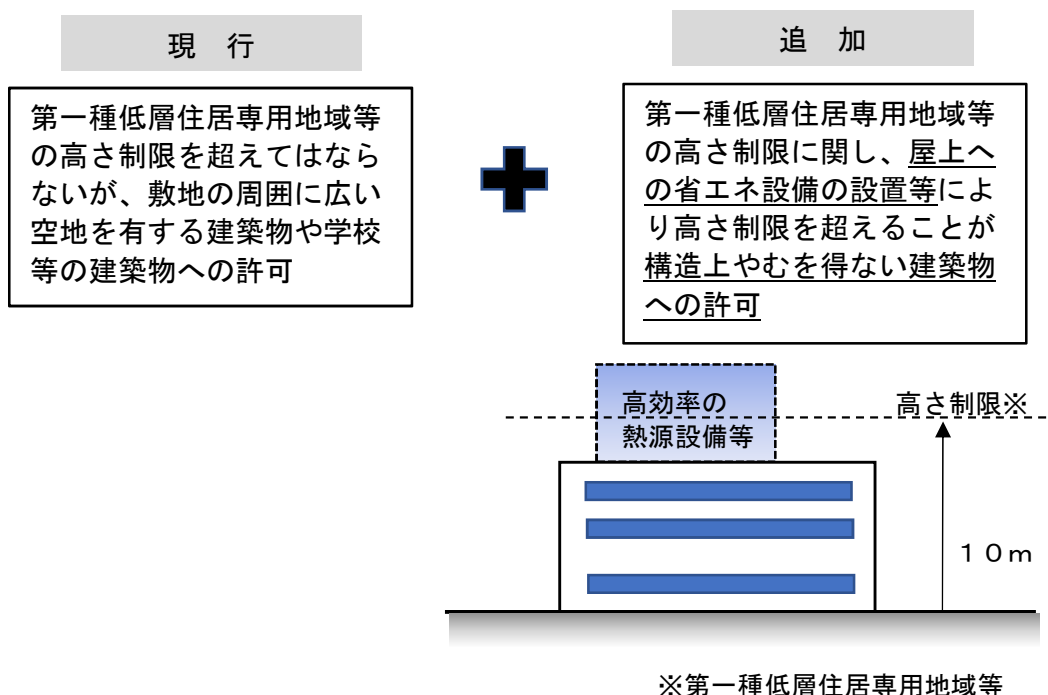
（1）建築基準法（別表第2関係）（令和5年4月1日施行）

※背景：2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、建築物の省エネ改修や再エネ設備の導入を促進し、建築物をより高い省エネ性能へ誘導する。

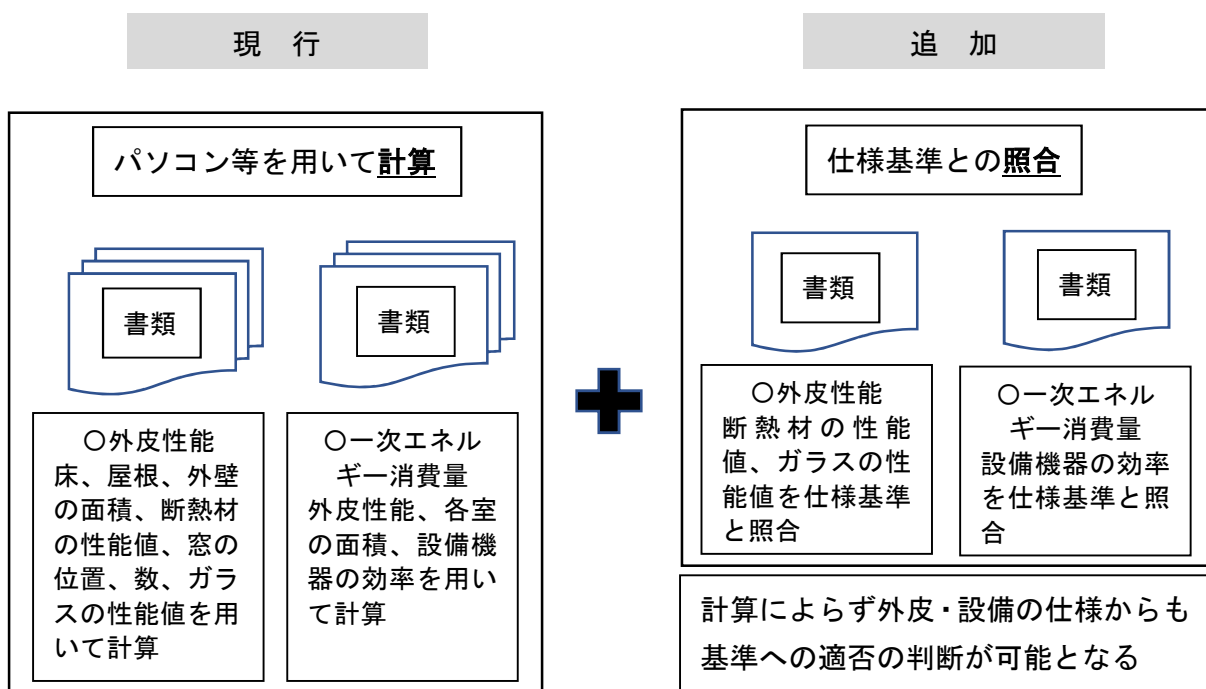
- ①住宅、老人ホーム等に設ける高効率給湯設備等の設置場所に係る容積率緩和について
手続の合理化を図るために「認定」を追加



②屋上への省エネ設備の設置等、構造上やむを得ない建築物の高さ制限に係る「許可」を追加



- (2) 都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（別表第7、第9関係）（令和4年11月7日施行）
- ・戸建住宅・共同住宅等における低炭素建築物認定、性能向上計画（容積率特例）認定の評価方法に仕様基準が追加



3 その他の改正の概要

低炭素建築物新築等計画の認定申請の徴収方法の変更

- ・住戸単位の認定が廃止されたこと及び仕様基準の新設等を踏まえ、徴収方法を戸数から床面積に変更する。